

南相馬市生垣づくり助成金交付要綱の改正についての概要

1 改正の目的

三里住宅団地と西町土地区画整理事業創出宅地の土地については、「あっせん謝礼」「鹿島公園墓地使用料助成」「生垣づくり助成」の制度を設け宅地販売促進、定住化促進、緑の街づくり促進を図る趣旨により販売をおこなってきたところである。

生垣づくり助成については、土地取得者の定住化と緑あふれた潤いと安らぎのある新しい街づくりを目的として平成25年3月現在、両地区の30区画で本制度を活用した生垣の設置がおこなわれた。

制度要綱の資格要件では「施工完了した日から1年を経過した時をもって資格喪失する」と記載されているが事業の終期が定められていない。このことから、平成24年11月に生垣を設置していない者に対し、施工の意向調査をおこなったところ、設置を予定している者の中で平成27年度までに施工を見込んでいる者が多数を占めた。

以上の結果を踏まえ平成28年3月31日限りの効力を失う要綱の改正をおこなうものである。

2 改正の内容

- (1) 平成28年3月31日限り、その効力を失う規定を加える。(附則第3項関係)
- (2) その他、用語の整理を行った。

3 施行期日

公布の日から施行する。